

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月11日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Secured Capital Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高梨勝也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03(5776)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 菅井毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第12期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
売上高(千円)	4,069,618	1,659,671	5,807,840
経常利益(千円)	309,240	552,993	166,616
四半期(当期)純利益又は純損失 () (千円)	747,988	303,024	370,077
純資産額(千円)	-	11,994,747	11,791,389
総資産額(千円)	-	50,990,488	53,365,732
1株当たり純資産額(円)	-	66,304.82	61,585.54
1株当たり四半期(当期)純利益 又は純損失()金額(円)	6,145.76	2,481.77	3,046.2
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	1,382.23	-
自己資本比率(%)	-	15.9	14.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,241,021	-	266,906
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	331,459	-	25,673,180
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,942,134	-	24,040,646
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	2,686,072	3,061,257
従業員数(人)	-	104	122

- (注) 1. 第13期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、潜在株式調整後の計算結果が純損失となるため、記載しておりません。第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間における当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	104
---------	-----

（注）その他企業集団外からの出向社員及び臨時従業員は含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	38	[66]
---------	----	------

（注）1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

2 従業員数の[外書]は、グループ会社への出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、不動産投資顧問事業及び債権投資・管理回収事業を主体とする会社であり、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	販売高(千円)
不動産投資顧問事業	1,513,367
債権投資・管理回収事業	146,303
合計	1,659,671

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
SCJREP Asia, L.P.	426,901	25.7
SCJREP Fund, L.P.	278,097	16.8
RF2Dマスターリース合同会社	266,226	16.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事実等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結期間(平成21年7月1日～平成21年9月30日、以下「当第3四半期」と記載)における金融・資本市場は、昨年のリーマン・ショック以来の厳しい状況がなお引き続いたものの、徐々に回復の兆候が表れて来ています。市場の安定化や企業業績の底打ち感の広がりを背景として、一部金融機関もノンリコース・ローンの提供を再開しつつあり、また富裕個人投資家による居住用不動産への積極的投資や、一部の事業会社や機関投資家による不動産投資活動の再開等により、不動産市場もようやく回復の兆しを見せ始めています。

このような事業環境の下で、当期（平成21年12月期）においては、当社グループは財務基盤の強化のための施策の実行と今後市場に提供されると予想される優良な投資機会を獲得するための新規ファンドの募集を特に重要な経営課題と認識し、以下の通り取り組んでまいりました。

（i）財務基盤の強化

昨年来の不動産市場の急速な悪化と金融機関の融資姿勢の変化は、当社の資金繰り及び財務基盤に大きな悪影響を与えました。対顧客ビジネスを営む当社にとって、財務基盤の強化は日常業務の推進の上で極めて重要であるばかりでなく、顧客の信頼を向上するためにも必須の要件と考えました。そのため、本年3月には香港の有力ファンド運用会社Pacific Alliance Group傘下の投資ファンドに対し総額30億円のユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債（「劣後転換社債」）を第三者割当により発行しました。さらに同ファンドとの間では、総額15億円を限度として、当社が希望した場合に劣後転換社債を追加発行（来年第1四半期において）できる引受コミットメント枠の設定を行いました。本年3月に行なった上記の資金調達により、来年4月にプットオプション(債券所持人の選択による繰上償還請求権)の行使期日が到来する総額60億円の2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（「アルパイン・ボンド」）のうち43億円8千万円の買入消却（平均買入れ価格は額面の約70%）を行いました。さらに、銀行借入についても昨年末の残高36億円*を本年10月末現在には約16億円*にまで縮小させました（*持分法適用ベース）。これらの施策により当社の資本構成のエクイティ性を高め、財務基盤の強化を図りました。また、本年10月にはメリルリンチ日本証券株式会社（「メリルリンチ」）との間で、行使価額修正条項付き新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約を締結しました。本取引は、主として当社グループの運用ファンドに対する当社の共同投資のための必要資金を調達することを目的とし、第三者割当契約に係わるコミットメント条項の主な内容は次の通りです。コミットメント期間＝2年間；新株予約権の行使に伴う発行新株の株数＝最大25,000株；新株予約権の行使価格＝行使時前日の当社株式終値の90%；下限行使価額＝77,200円。

（ ）新規ファンドの募集

新規ファンドの募集につきましては、本年8月に第4号オポチュニティ・ファンドの募集を完了し、主に北米の年金や機関投資家から約525百万米ドルの出資約束を確保することができました。未曾有ともいふべき厳しい環境の中で成功裡に本ファンドの募集を行なうことが出来たのは、機関投資家やゲートキーパーの皆様が当社グループのトラックレコードを高く評価していただいたお陰であると深く感謝しています。

当第3四半期連結経営成績につきましては、当社のアセットマネジメント・フィー（資産管理報酬）は新規ファンドの募集完了もあり順調に推移したものの、不動産市場の低迷により不動産の取得・処分にかかわるフィー収入が引き続き低水準にとどまった結果、売上高は1,659百万円、経常利益は552百万円、四半期純利益は303百万円を計上しました。また、当第3四半期末における受託資産残高合計は5,640億円となりました。

事業セグメント別の業績は以下の通りであります。

不動産投資顧問事業

当社グループの不動産投資顧問事業は厳しい環境ながら、その競争力の強さにより着実に実績を上げることができました。既に述べたとおり、本年8月に当社グループは第4号オポチュニティ・ファンドの募集を完了しました。現在このファンドの付随ファンド（サイドカー・ファンド）として不良債権投資に特化したファンドの募集を行っています。また、リスクと期待収益率の異なる新ファンドの組成についても投資家からの提案を受け検討中です。数年前に開始した第3号オポチュニティ・ファンドによる中国不動産投資では、当第3四半期においても投資資産の一部の売却に成功し投資収益を実現することができました。当社グループの運用ファンド以外の特定期間投資家向けアセットマネジメント業務において新規顧客からの受託がフィー収入の増大に寄与しました。一方、運用ファンドによる資産の取得及び売却活動は低迷したためアキュジション・フィー（資産取得手数料）及びディスポジション・フィー（資産売却及び回収手数料）は引き続き低水準にとどまりました。当第3四半期における本業務分野の売上高は1,513百万円、営業利益は785百万円となりました。また、本業務の当第3四半期末における受託資産残高は5,187億円となりました。

債権投資・管理回収事業

不況の影響を受け我が国の金融機関の不良債権総額は増加していると考えられますが、当期（平成21年12月期）においては一部外資系金融機関等によるものを除けば、本格的な不良資産の売却は行われていません。不良債権投資に対する内外機関投資家の関心は強く、売却不良債権に対する入札競争は激化し、当社グループの本業務における新規資産取得額は減少が続いております。当社グループは今後市場動向に慎重に対処しつつ積極的に投資機会を追求してゆく方針です。当第3四半期における本業務分野における売上高は146百万円、営業利益は33百万円となりました。また、本業務の当第3四半期末における受託資産残高は453億円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は2,686百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは205百万円のイン・フローとなりました。主な要因は当社グループが運用する既存ファンドからのフィーの順調な積み上げ、及び営業利息の受け取り等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは203百万円のイン・フローとなりました。主な要因は当社グループが運用するファンドの資産が一部売却されたこと等により、共同投資持分の回収があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1,376百万円のアウト・フローとなりました。主な要因は短期借入金の一部を返済したことによるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	486,000
計	486,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	122,100	122,100	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	122,100	122,100		

(注)1 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権（平成14年7月25日 臨時株主総会決議）（注）1

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	425 (注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,475 (注)2 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)3
新株予約権の行使期間	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)3 資本組入額 9,538
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 本新株予約権は有償にて発行されており、特に有利な条件による発行(旧商法第280条ノ21)には該当しません。株主以外の第三者に対する割当であるため、旧商法第280条ノ27に基づく株主総会の決議を行っております。

2 平成21年9月30日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成14年7月25日取締役会決議による付与	758.00	758.00
平成14年12月18日取締役会決議による付与	28.00	28.00
平成15年7月3日取締役会決議による付与	228.00	228.00
退職等の理由により消却	107.45	107.45
新株予約権の行使	481.55	481.55
合計	425.00	425.00
株式分割による調整後の合計	-	11,475.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)3」参照)。

3 当社は、平成15年10月1日、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

(1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

(2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

4 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成14年7月25日取締役会決議による付与	平成14年8月15日から平成24年8月14日まで
平成14年12月18日取締役会決議による付与	平成15年1月22日から平成25年1月21日まで
平成15年7月3日取締役会決議による付与	平成15年7月23日から平成25年7月22日まで

5 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる3年間の期間中、分割して半年毎（1月1日及び7月1日）に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結されるストックオプション・プランに添付された「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成16年1月8日 臨時株主総会特別決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,750 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 19,075 (注)1
新株予約権の行使期間	平成16年1月15日から 平成26年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,075 (注)1 資本組入額 9,538
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡し、又は質権その他の担保権を設定することはできない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社は、平成16年7月20日及び平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

- (1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

- (2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

2 権利行使についての条件

新株予約権は、新株予約権の行使期間の初日から始まる2年間又は3年間の期間中、分割して1年毎(1月1日)に行使権限が発生するものとします。ただし、それぞれの時点まで、被付与者が、当社又は関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問又はコンサルタントであり続けた場合に限るものとします。

新株予約権は当社の株式公開の日以後に限り、また、付与株式に関して公開引受会社又は適用ある法令・規則により課される規制に従う限りにおいて、行使できるものとします。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができます。ただし、最終の分割行使の場合を除き、新株予約権の行使により発行される対象株式数が1株の整数倍となるように行使するものとします。

その他の条件については、当社と新株予約権の被割当者との間で締結される「新株予約権付与契約」に基づき規定します。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、又は当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行なう場合には、「新株予約権付与契約書」の記載に従い、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させることができる。

- (2) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行なう場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

新株予約権の権利行使価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、取得条件他

株式交換又は株式移転に際して、当会社取締役会が決定する。

譲渡制限

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権（平成17年3月30日 第8期 定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,234 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,702 (注)1 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2 (注)4
新株予約権の行使期間	(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1 平成21年9月30日現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数の内訳は以下のとおりです。

	新株予約権の数(個)	新株予約権の目的となる株式の数(株)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	200.00	200.00
平成17年9月28日取締役会決議による付与	1,369.00	4,107.00
平成18年2月24日取締役会決議による付与	430.00	1,290.00
退職等の理由により消却	765.00	2,295.00
合計	1,234.00	3,302.00
株式分割による調整後の合計	-	3,702.00

なお、上記「株式分割による調整後の合計」の数は、平成17年8月19日付で実施した株式分割の結果調整されたものです(下記、「(注)4」参照)。

2 本新株予約権の行使時の払込金額は以下のとおりです。

	払込金額(円)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205

3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりです。

	発行価格(円)	資本組入額(円)
平成17年3月30日取締役会決議による付与	323,289	161,645
平成17年9月28日取締役会決議による付与	264,075	132,038
平成18年2月24日取締役会決議による付与	485,205	242,603

4 当社は平成17年8月19日付で1株を3株に株式分割いたしました。これにより、下記調整条項に従い、新株予約権の目的となる株式の数、権利行使価額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

記

- (1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

- (2) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- 5 本新株予約権の権利行使期間は以下のとおりです。

	権利行使期間
平成17年3月30日取締役会決議による付与	平成17年10月1日から平成23年9月30日まで
平成17年9月28日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで
平成18年2月24日取締役会決議による付与	平成19年3月30日から平成23年9月30日まで

- 6 権利行使についての条件

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件については、当社第8期定時株主総会並びに平成17年3月30日開催の取締役会、平成17年9月28日開催の取締役会及び平成18年2月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

- (1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。
- (2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数（以下「承継新株予約権目的株式数」という。）は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権1個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額（以下「承継新株予約権払込金額」という。）は、当該時点における承継新株予約権1株当たりの払込金額（以下「1株当たり承継新株予約権払込金額」という。）に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。

承継時の1株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$1 \text{ 株当たり承継新株予約権払込金額} = 1 \text{ 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における1株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)5に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成23年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権（平成18年3月30日 第9期 定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	459,948(注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年3月31日 至平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 459,948(注)1 資本組入額 229,974(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 その他の条件については、当社第9期定時株主総会並びに平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、権利行使価額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後権利行使価額 = 調整前権利行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

株式交換及び株式移転における本新株予約権に係る義務の承継

(1) 当社は、当社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)に際して、株式交換契約書の記載に従い、本新株予約権に係る義務を本株式交換によって完全親会社たる会社(以下「完全親会社」という。)に承継させることができる。

(2) 前号の場合における本新株予約権に係る義務の承継に関する決定の方針は以下のとおりとする。ただし、株式交換契約書において別に定める場合はこの限りではない。

1. 承継される新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の目的たる完全親会社の株式の種類
普通株式

2. 承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

承継時の承継新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数(以下「承継新株予約権目的株式数」という。)は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

承継新株予約権目的株式数 = 目的株式数 × 株式交換契約書に定める当社の株式1株に対する完全親会社の株式の割当ての比率(以下「割当比率」という。)

3. 承継新株予約権の行使時の払込金額

承継新株予約権1個当たりの承継新株予約権の行使時の払込金額(以下「承継新株予約権払込金額」という。)は、当該時点における承継新株予約権1株当たりの払込金額(以下「1株当たり承継新株予約権払込金額」という。)に承継新株予約権目的株式数を乗じた金額とし、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継新株予約権払込金額は払込金額を上回らない。

承継時の1株当たり承継新株予約権払込金額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$1 \text{ 株当たり承継新株予約権払込金額} = 1 \text{ 株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

なお、承継後の完全親会社の株式分割もしくは株式併合又は合併等における1株当たり承継新株予約権払込金額の調整は、上記(注)2に準じるものとします。

4. 承継新株予約権の行使期間

本株式交換の日から平成24年9月30日まで

5. 承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限

承継新株予約権の行使の条件、消却の事由及び条件並びに譲渡制限は、上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

新株予約権付社債（平成19年4月11日 取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,620
新株予約権の数(個)	1,620
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,181
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 387,400
新株予約権の行使期間	平成19年5月16日から平成24年4月18日の銀行営業終了時(チューリッヒ時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3、4	発行価額 387,400 資本組入額 193,700
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の条件については、当社平成19年4月11日開催の取締役会決議に基づき承認された目論見書ならびに当社と買取人Nomura Bank(Switzerland) Ltd.との間で締結する「社債買取並びに支払及び行使受付代理契約書」に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し1株未満の端数はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- 2 本新株予約権付社債の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、その額面価額は100万円とする。
- 3 転換価額は当初387,400円とする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合、当社が一定の基準を超える剰余金の配当(以下「特別配当」という。)を行う場合、その他本新株予約権付社債の要項が定める一定の場合にも適宜調整されることがある。

特別配当による調整

当社がある事業年度に関し当社普通株式1株当たりに対して支払った剰余金の配当(かかる配当の基準日が当該事業年度中に到来するものをいう。)の総額が、1,500円(転換価額の調整に伴い適宜調整される。)に下記のパーセント(当該事業年度に対応する数値)を乗じた金額を超えた場合には、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従って調整される。

2008年度	144%
2009年度	173%
2010年度	207%
2011年度	249%

2012年度 299%

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社がNomura Bank（Switzerland）Ltd.に対して、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記「（注）3.」と同様の調整に服する。

（ ）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

（ ）組織再編等の場合（当社及び承継会社等が上記（ ）の代わりに本（ ）の適用を選択した場合には、合併、株式交換又は株式移転の場合を含む。）には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から当該効力発生日の14日後の日までの間の当社又は承継会社等が指定する日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

新株予約権付社債（平成21年2月24日 取締役会決議）

以下に記載する2012年、2013年、2014年及び2015年を償還期日とする各社債総額7億5,000万円の4つのシリーズによる社債総額合計30億円のユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行しました。

2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成24年3月10日における当社の 営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成25年3月10日における当社の 営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成26年3月10日における当社の 営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	750
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	21,904
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、2、3	1株あたり 34,240
新株予約権の行使期間	平成21年3月12日から平成27年3月10日における当社の 営業終了時(日本時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価額 34,240 資本組入額 17,120
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	各本新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じた1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。

2 本新株予約権付社債の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3 転換価額は当初34,240円とする。本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他、一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日		122,100.00		1,206,557		1,174,393

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、Stephen A. Roth氏から平成21年8月6日付で変更報告書、平成21年8月28日付で訂正報告書の提出があり、平成21年8月6日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、大量保有報告書の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Stephen A. Roth	13363 SW Iron Mountain Boulevard, Portland, Oregon 97219, U.S.A.	11,491	10.54

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 122,100	122,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	122,100	-	-
総株主の議決権	-	122,100	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	41,500	42,450	45,000	64,900	69,500	165,300	125,900	133,000	112,700
最低(円)	27,890	28,000	31,500	44,500	53,600	70,200	82,000	103,000	80,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,686,072	3,061,257
売掛金	679,340	461,199
有価証券	1,619,559	2,086,290
買取債権	279,547	280,692
未収入金	312,386	113,980
繰延税金資産	161,592	76,725
その他	2 1,157,405	2 1,755,009
貸倒引当金	340,011	334,361
流動資産合計	6,555,893	7,500,794
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 11,883,467	2 12,109,121
工具、器具及び備品	30,669	40,674
土地	2 18,382,261	2 18,382,261
有形固定資産合計	1 30,296,398	1 30,532,057
無形固定資産		
ソフトウェア	4,667	6,892
無形固定資産合計	4,667	6,892
投資その他の資産		
投資有価証券	6,856,468	7,782,662
その他の関係会社有価証券	2 3,953,596	2 3,989,818
長期貸付金	2,043,943	2,107,695
敷金及び保証金	272,306	288,102
繰延税金資産	772,498	796,423
その他	2 246,085	2 361,284
貸倒引当金	11,370	-
投資その他の資産合計	14,133,528	15,325,988
固定資産合計	44,434,595	45,864,938
資産合計	50,990,488	53,365,732

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3 2,150,000	3 3,600,000
未払金	120,245	171,575
未払法人税等	650,995	201,032
預り金	386,925	516,625
賞与引当金	225,000	56,750
その他	350,544	348,793
流動負債合計	3,883,710	4,894,775
固定負債		
社債	2 4,605,487	2 4,605,487
新株予約権付社債	4,620,000	6,000,000
長期借入金	2 21,779,000	2 22,000,000
匿名組合預り金	4,013,709	4,074,080
その他	93,833	-
固定負債合計	35,112,029	36,679,567
負債合計	38,995,740	41,574,343
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,206,557	1,200,779
資本剰余金	1,174,393	1,168,729
利益剰余金	6,419,913	5,672,419
株主資本合計	8,800,864	8,041,927
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153,322	50,666
為替換算調整勘定	551,724	508,248
評価・換算差額等合計	705,046	558,914
新株予約権	2,193	2,306
少数株主持分	3,896,735	4,306,069
純資産合計	11,994,747	11,791,389
負債純資産合計	50,990,488	53,365,732

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
 【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	4,069,618
売上原価	1,055,789
売上総利益	3,013,829
販売費及び一般管理費	2,136,036
営業利益	877,793
営業外収益	
受取利息	12,466
受取配当金	2,801
持分法による投資利益	7,589
その他	8,697
営業外収益合計	31,554
営業外費用	
支払利息	426,142
社債利息	50,178
社債発行費	14,104
資金調達費用	79,321
その他	30,360
営業外費用合計	600,107
経常利益	309,240
特別利益	
社債償還益	1,389,700
投資有価証券売却益	27,117
その他	877
特別利益合計	1,417,695
特別損失	
投資有価証券評価損	300,526
その他の関係会社有価証券売却損	95,417
事務所閉鎖損失	8,947
その他	2,724
特別損失合計	407,615
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	1,319,320
匿名組合損益分配額	48,555
税金等調整前四半期純利益	1,270,764
法人税、住民税及び事業税	665,474
法人税等調整額	16,721
法人税等合計	682,195
少数株主損失 ()	159,419
四半期純利益	747,988

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	1,659,671
売上原価	188,918
売上総利益	1,470,752
販売費及び一般管理費	713,194
営業利益	757,557
営業外収益	
受取利息	3,911
その他	250
営業外収益合計	4,162
営業外費用	
支払利息	140,010
社債利息	22,500
資金調達費用	26,596
その他	19,619
営業外費用合計	208,726
経常利益	552,993
特別利益	
貸倒引当金戻入額	511
特別利益合計	511
特別損失	
投資有価証券評価損	123,600
その他	8,314
特別損失合計	131,914
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	421,589
匿名組合損益分配額	14,589
税金等調整前四半期純利益	406,999
法人税、住民税及び事業税	69,447
法人税等調整額	8,556
法人税等合計	60,890
少数株主利益	43,085
四半期純利益	303,024

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,270,764
減価償却費	235,192
賞与引当金の増減額(は減少)	168,250
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,899
営業受取利息	402,593
受取利息及び受取配当金	15,267
支払利息及び社債利息	476,320
社債償還益	1,389,700
営業投資有価証券評価損	466,795
投資有価証券評価損	300,526
その他の関係会社有価証券売却損	95,417
売上債権の増減額(は増加)	233,950
未収入金の増減額(は増加)	198,406
未収消費税等の増減額(は増加)	100,297
未払金の増減額(は減少)	51,246
未払消費税等の増減額(は減少)	18,960
預り金の増減額(は減少)	129,700
匿名組合分配損益(は益)	152,634
匿名組合損益分配額	48,555
営業利息の受取額	430,510
その他	131,900
小計	1,455,238
利息及び配当金の受取額	15,435
利息の支払額	433,300
法人税等の還付額	439,153
法人税等の支払額	235,506
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,241,021
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の売却及び償還による収入	95,802
その他の関係会社有価証券の取得による支出	924,910
その他の関係会社有価証券の売却及び償還による収入	995,509
匿名組合出資金の払込による支出	142,300
匿名組合出資金の払戻による収入	154,300
信託受益権の償還による収入	50,898
貸付金の回収による収入	82,079
その他	20,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	331,459

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年1月1日
至平成21年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,450,000
長期借入金の返済による支出	221,000
社債の発行による収入	2,985,895
社債の償還による支出	2,990,300
少数株主への配当金の支払額	168,668
その他	98,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,942,134
現金及び現金同等物に係る換算差額	817
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	370,471
現金及び現金同等物の期首残高	3,061,257
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	4,714
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,686,072

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）

1 連結の範囲に関する事項の変更

第1四半期連結累計期間において、アシュウッド・ワン(有)及び246投資事業有限責任組合は、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項の変更

第2四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社であったJ - S T A R株式会社は、当社が保有する株式をすべて売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

第2四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社であったJ - S T A R一号投資事業有限責任組合は、当社がJ - S T A R株式会社の株式を売却し、当該投資事業有限責任組合に係る業務執行の権限を有しなくなりましたので、持分法適用の範囲から除外しております。

3 会計処理基準に関する事項の変更

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 平成21年9月30日	前連結会計年度末 平成20年12月31日																																																
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">575,691千円</p> <p>2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産その他</td> <td style="text-align: right;">487,956千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">11,804,152千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">18,382,261千円</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td style="text-align: right;">1,918千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,676,288千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">21,779,000千円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">4,605,487千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,384,487千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金及び社債はノンリコース・ローン（責任財産限定型債務）及びノンリコース・ボンド（責任財産限定型社債）であります。当該ノンリコース・ローン及びボンドは、当社グループが運用するファンドの資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。</p> <p>上記の他、連結上消去したその他の関係会社有価証券4,431,957千円を担保に供しております。</p> <p>3 当社グループ（当社及び連結子会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>上記のうち、貸出コミットメントライン契約1,000,000千円については、平成21年10月9日付けで解約をしておりますが、新たに、同金融機関と同日付けにて、1,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。</p>	流動資産その他	487,956千円	建物	11,804,152千円	土地	18,382,261千円	その他の関係会社有価証券	0千円	投資その他の資産その他	1,918千円	計	30,676,288千円	長期借入金	21,779,000千円	社債	4,605,487千円	計	26,384,487千円	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	2,000,000千円	借入未実行残高	-千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">356,826千円</p> <p>2 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産その他</td> <td style="text-align: right;">537,807千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">12,016,655千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">18,382,261千円</td> </tr> <tr> <td>その他の関係会社有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,000千円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td> <td style="text-align: right;">14,022千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,954,746千円</td> </tr> </table> <p>担保に係る債務</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">22,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">4,605,487千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,605,487千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金及び社債はノンリコース・ローン（責任財産限定型債務）及びノンリコース・ボンド（責任財産限定型社債）であります。当該ノンリコース・ローン及びボンドは、当社グループが運用するファンドの資産及び資産の収益のみを返済原資とするものであります。</p> <p>上記の他、連結上消去したその他の関係会社有価証券5,145,737千円を担保に供しております。</p> <p>3 当社グループ（当社及び連結子会社）は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">3,900,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">3,600,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> </table> <p>(財務制限条項)</p> <p>上記のうち貸出コミットメントライン契約2,000,000千円については、「連結決算書ベースで経常利益1,000,000千円以上を維持すること」という財務制限条項が付されております。当期末現在、当社は連結「経常利益1,000,000千円以上を維持」していませんが、当決算期については、同項の適用免除及び期限の利益喪失事由に該当しない旨、金融機関より承諾を得ております。</p>	流動資産その他	537,807千円	建物	12,016,655千円	土地	18,382,261千円	その他の関係会社有価証券	4,000千円	投資その他の資産その他	14,022千円	計	30,954,746千円	長期借入金	22,000,000千円	社債	4,605,487千円	計	26,605,487千円	当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円	借入実行残高	3,600,000千円	借入未実行残高	300,000千円
流動資産その他	487,956千円																																																
建物	11,804,152千円																																																
土地	18,382,261千円																																																
その他の関係会社有価証券	0千円																																																
投資その他の資産その他	1,918千円																																																
計	30,676,288千円																																																
長期借入金	21,779,000千円																																																
社債	4,605,487千円																																																
計	26,384,487千円																																																
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000千円																																																
借入実行残高	2,000,000千円																																																
借入未実行残高	-千円																																																
流動資産その他	537,807千円																																																
建物	12,016,655千円																																																
土地	18,382,261千円																																																
その他の関係会社有価証券	4,000千円																																																
投資その他の資産その他	14,022千円																																																
計	30,954,746千円																																																
長期借入金	22,000,000千円																																																
社債	4,605,487千円																																																
計	26,605,487千円																																																
当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	3,900,000千円																																																
借入実行残高	3,600,000千円																																																
借入未実行残高	300,000千円																																																

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
役員報酬	164,932千円
給与手当	810,005千円
賞与引当金繰入額	225,000千円
顧問料	111,069千円
地代家賃	172,728千円
支払手数料	133,593千円
貸倒引当金繰入額	17,899千円

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
役員報酬	54,977千円
給与手当	267,371千円
賞与引当金繰入額	75,000千円
顧問料	33,863千円
地代家賃	56,812千円
支払手数料	37,165千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,686,072千円
現金及び現金同等物	2,686,072千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末(株)
普通株式	122,100

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第3四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権			2,193
	2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権	普通株式	4,181	
	2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
	2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債に付した新株予約権	普通株式	21,904	
合計			91,797	2,193

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	不動産投資顧問事業 (千円)	債権投資・ 管理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,513,367	146,303	1,659,671	-	1,659,671
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,513,367	146,303	1,659,671	-	1,659,671
営業利益	785,712	33,015	818,728	(61,170)	757,557

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務内容

- (1) 不動産投資顧問事業.....不動産ファンドの組成及び管理事業
- (2) 債権投資・管理回収事業.....債権ファンドの組成及び債権の管理回収

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	不動産投資顧問事業 (千円)	債権投資・ 管理回収事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,613,555	456,063	4,069,618	-	4,069,618
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,613,555	456,063	4,069,618	-	4,069,618
営業利益	954,467	116,537	1,071,004	(193,211)	877,793

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な業務内容

- (1) 不動産投資顧問事業.....不動産ファンドの組成及び管理事業
- (2) 債権投資・管理回収事業.....債権ファンドの組成及び債権の管理回収

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	984,237	675,433	1,659,671	-	1,659,671
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	230,064	-	230,064	(230,064)	-
計	1,214,302	675,433	1,889,736	(230,064)	1,659,671
営業利益	386,664	662,128	1,048,792	(291,235)	757,557

- (注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
北米.....米国

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,730,087	1,339,531	4,069,618	-	4,069,618
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	248,946	-	248,946	(248,946)	-
計	2,979,033	1,339,531	4,318,565	(248,946)	4,069,618
営業利益又は損失()	4,716	1,305,785	1,301,069	(423,276)	877,793

- (注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
北米.....米国

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	北米	計
海外売上高(千円)	679,437	679,437
連結売上高(千円)		1,659,671
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	40.9	40.9

- (注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
北米.....米国

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	北米	計
海外売上高(千円)	1,345,337	1,345,337
連結売上高(千円)		4,069,618
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	33.1	33.1

- (注) 1. 国又は地域は、地理的接近度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。
北米.....米国

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
(1) 債券	5,003,227	5,002,568	658
社債	5,003,227	5,002,568	658
(2) 信託受益権	2,631,827	2,452,673	179,154
合計	7,635,055	7,455,242	179,812

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。なお、当第3四半期連結累計期間において減損処理を行い、売上原価に466,795千円、有価証券評価損(特別損失)に230,700千円計上しております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 66,304円82銭	1株当たり純資産額 61,585円54銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 6,145円76銭 なお、潜在株式調整 後1株当たり四半期純 利益金額については、 潜在株式が存在するも のの、潜在株式調整後 の計算結果が純損失と なるため、記載してお りません。	1株当たり四半期純利益金額 2,481円77銭 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1,382円23銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	747,988	303,024
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	747,988	303,024
期中平均株式数(株)	121,708	122,100
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	13,342
普通株式増加数(株)	-	106,782
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	(注)	-

(注) 平成19年4月11日 取締役会決議 2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 4,181株、平成21年2月24日 取締役会決議 2012年満期シリーズAユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株、2013年満期シリーズBユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株、2014年満期シリーズCユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株及び2015年満期シリーズDユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債 21,904株
 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(新株予約権の発行)

平成21年10月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり第三者割当による新株予約権の発行を行っております。

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社新株予約権

- (1) 発行期日 平成21年10月30日
 - (2) 新株予約権の総数 2,500個
 - (3) 発行価額 総額14,000千円(新株予約権1個当たり5,600円)
 - (4) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れる額
会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び当該発行による潜在株式数
普通株式 25,000株(新株予約権1個につき10株)
 - (6) 資金調達の額(注)
2,788,375千円(差引手取概算額:2,780,375千円)
(内訳)新株予約権発行分:14,000千円
新株予約権行使分:2,774,375千円
 - (7) 行使価額 当初110,975円
ただし、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が77,200円を下回ることとなる場合には行使価額は77,200円とする。
 - (8) 行使期間 平成21年11月2日から平成23年11月2日
 - (9) 募集又は割当方法 第三者割当によりメリルリンチ日本証券株式会社に全て割当てる。
 - (10) 資金の使途
既存及び新規のファンド運用において、ファンド運営上求められる共同投資のための資金に充当する予定であります。
- (注)行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。

(新株予約権の行使による新株式の発行)

当社が、平成21年10月30日付で発行したセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社新株予約権につき、以下のとおり行使請求があり、払込を受けて新株式の発行を行っております。

平成21年11月2日付行使請求

- (1) 銘柄 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社新株予約権
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 200株
- (3) 発行価額 1株につき79,740円
- (4) 発行総額 15,948千円
- (5) 資本金及び資本準備金の増減額
資本金 8,030千円 資本準備金 8,030千円(増加後の資本金の額:1,214,587千円)
- (6) 払込期日 平成21年11月2日
- (7) 資金の使途
既存及び新規のファンド運用において、ファンド運営上求められる共同投資のための資金に充当する予定であります。

平成21年11月4日付行使請求

- (1) 銘柄 セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社新株予約権
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 4,700株
- (3) 発行価額 1株につき77,670円
- (4) 発行総額 365,049千円
- (5) 資本金及び資本準備金の増減額
資本金 183,840千円 資本準備金 183,840千円(増加後の資本金の額:1,398,428千円)
- (6) 払込期日 平成21年11月4日
- (7) 資金の使途
既存及び新規のファンド運用において、ファンド運営上求められる共同投資のための資金に充当する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月15日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議し、平成21年10月30日に発行した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年11月2日及び平成21年11月4日に新株予約権の一部が行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。